

中日ドラゴンズファーム拠点誘致に係る提案書作成支援業務委託共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「中日ドラゴンズファーム拠点誘致に係る提案書作成支援業務委託」に際して、円滑な委託業務を図ることを目的として結成する特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 共同企業体とは、構成員を結成させるものをいう。

(共同企業体の履行方式)

第3条 共同企業体の結成に当たっては、共同履行方式（甲型方式）によるものとする。

(構成員の結成方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、刈谷市入札参加資格者名簿に登載された者の中の自主的な合意に基づき結成する。

(出資比率)

第5条 共同企業体の構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

(代表者)

第6条 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があり、第6条の規定による出資比率の最大の者とする。

(申請)

第7条 共同企業体は、特定業務委託共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 使用印鑑届（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）
- (3) 特定業務委託共同企業体協定書（参考様式）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(資格有効期間)

第8条 共同企業体としての有効期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 落札した共同企業体は、当該業務委託が完了し、共同企業体の精算が行われるまでとする。
- (2) 前号以外の共同企業体は、入札終了時までとする。

(解散後のかし担保責任)

第9条 企業体が、業務委託を完了し、解散した後において、当該業務委託にかしがあった場合は、刈谷市委託業務契約条項に従い、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(調査指導)

第10条 共同企業体の適正な運営を確保するために、必要に応じて建設工事の施工体制及び運営状況について、調査し、指導するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 8年 6月3日から施行する。